

葉 個 審 第 2 号

平成 27 年 10 月 30 日

葉山町教育委員会 教育長 返町和久様

葉山町個人情報保護審査会
会 長 相 川 忠 夫

個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 27 年 9 月 16 日付け葉教学第 54 号で諮問のありました学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 答申

実施機関が、神奈川県警察本部（以下「県警察本部」という。）との間で「学校と警察との相互連携に係る協定書」（以下「本協定」という。）を締結し、児童・生徒の個人情報を相互提供すること（以下「相互連携」という。）は、葉山町個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 20 日条例第 16 号。以下「町条例」という。）第 6 条、第 8 条、第 9 条に抵触しない。

本協定に基づく相互連携において、自殺企図や児童虐待等が疑われ、本人等への通知をすることにより当該児童・生徒に危害が及ぶ危険性があると認められる場合には、本人等への通知を省略することができる。

2 理由

（1）審査会の検討対象

ア 背景的事実

社会環境の変化に伴い、児童・生徒の生活環境も変化し、様々なトラブルや犯罪行為に巻き込まれる事件が生じている。例えば、平成 26 年の佐世保女子高生殺人事件、平成 27 年の川崎市男子生徒殺人事件など、極めて重大な事件が発生している。また、学校生活におけるいじめ問題や家庭での虐待なども、従来から社会問題として注目を集め続けている。こうした事件については、学校を中心とする地域全体が協力して、早期発見・適切な対処が求められている。

こうした事態を受けて、文部科学省は、学校に対し、平成 19 年 2 月 5 日付通知「問題行

動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号）や平成24年11月2日付通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（24文科初第813号）によって、児童・生徒の身体・生命の安全を確保する観点からも、学校だけで事件を処理しようとはせず、警察との連携・協力を図るよう呼びかけてきた。

さらに、平成25年には、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日法律第71号）が制定・公布された。これによって、学校の設置者は、「その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務」を負い（同法第7条）、学校及び学校の教職員は、「関係者との連携を図りつつ」、「当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務」を負う（同法第8条）こととなった。

町立の小・中学校を設置する葉山町（以下「町」という。）も、このような情勢と無縁ではなく、実施機関と県警察本部との間で本協定を締結し、相互連携をする必要が生じている。

イ 諮問の趣旨

以上のことから、実施機関は、本協定を締結した上で、問題のある児童・生徒の個人情報県警察本部と共有・活用し、児童・生徒の生命・身体安全確保、健全育成、非行防止、犯罪被害防止を図ろうと考えている。

しかし、町条例は、原則として、個人情報は本人から収集しなければならない、かつ、実施機関以外のものに提供してはならないと定めている（第8条第3項、第9条第1項）。また、例外的に、本人以外のものから個人情報を収集し、又は、実施機関以外のものに個人情報を提供するときは、原則として、本人に対し、その旨を通知するものと定めている（第8条第4項、第9条第2項）。さらに、後述のように、本協定は、県警察本部から実施機関に対し、児童・生徒の犯罪歴に関する個人情報の提供を予定しているが、町条例は、原則として、実施機関が人の犯罪歴に関する個人情報を取り扱うことを禁止している（第6条第3号）。

それゆえ、当審査会としては、次の3点について検討しなければならない。

第一に、本協定に基づく県警察本部から実施機関への個人情報（犯罪歴を含む。）の提供が、町条例第8条、第6条に抵触しないかどうか。

第二に、本協定に基づく実施機関から県警察本部への個人情報の提供が、町条例第9条に抵触しないかどうか。

第三に、上記2点について、条例との抵触がないと判断した場合に、本人通知を省略することができるかどうか。

(2) 本協定の概要

実施機関から提出された本協定（案）（以下「協定」という。）及び「学校と警察との相互連携に係る実施要領（案）」（以下「要領」という。）によると、本協定に基づく相互連携の概要は、次のとおりである。

ア 目的

本協定に基づく相互連携の目的は、児童・生徒の個人情報を実施機関及び葉山町立の小・中学校（以下、併せて「学校等」という。）と県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下、併せて「警察署等」という。）が共有し、「児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図る」ことにある（協定第1条）。

イ 提供される個人情報

(ア) 警察署等から提供される個人情報

警察署等は、「児童・生徒を逮捕又は身柄付通告した事案」（協定第5条第1号ア）、「非行集団に関係する児童・生徒の事案」（同号イ）、「児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案」（同号ウ）、「児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案」（同号エ）、「児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案」（同号オ）に関して、学校等に対し、「当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、性別、年齢、住所及び学年・組に関する内容」（協定第6条第1号ア）、「当該事案の概要に関する内容」（同号イ）、「当該事案に係る関係当事者（本人及び保護者……）への連絡状況に関する内容」（同号ウ）に関する情報を提供する。

情報提供を受けた校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）は、連絡票の写しを提出することによって、実施機関に対し、警察署等から情報を収集した旨を、速やかに報告しなければならない（要領第7条第1項）。さらに、収集した情報の内容を、当該児童・生徒本人及び当該児童・生徒の保護者に通知する（要領第5条）。ただし、自殺企図や児童虐待等の案件で、警察署等が、通知により当該児童・生徒に危害が及ぶ危険性があるとして、本人及び保護者又はそのいずれかへの通知をしていない場合は、本人等への通知を行わない（同条ただし書）。

(イ) 学校等から提供される個人情報

これに対して、学校等は、「児童・生徒の犯罪行為等に関する事案」（協定第5条第2号ア）、「児童・生徒のいじめ、児童虐待等に関する事案」（同号イ）、「児童・生徒の非行集団に関する事案」（同号ウ）、「児童・生徒の薬物使用等に関する事

案」(同号エ)、「児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案」(同号オ)に関して、警察署等に対し、「当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、性別、年齢、住所及び学年・組に関する内容」(協定第6条第2号ア)、「当該事案の概要に関する内容」(同号イ)、「当該事案に係る指導状況に関する内容」(同号ウ)、「当該事案に係る関係当事者(本人及び保護者)への連絡状況に関する内容」(同号エ)に関する情報を提供する。

ただし、相互連携は、児童・生徒に対する教育的配慮を目的とするものであるから、学校等からの情報提供は、協定第5条第2号ア～オに該当する事案であって、かつ、「警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合」(要領第8条第1号)又は「児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合」(同条第2号)に限定される。また、学校等は、情報提供する前に、問題の「児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ね」ておかなければならない(協定第9条第4号)。

さらに、校長等は、「児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合」を除き、警察署等に情報提供する前に、実施機関に対し、連絡票の写しを提出し、情報提供について承諾を得ておかなければならない(要領第11条第1項)。緊急の必要性があり事前の承諾を得なかった場合には、情報提供後、速やかに、実施機関に対し、連絡票の写しを提供することによって、情報提供した旨の報告をしなければならない(同条第3項)。本人及び保護者にも提供する情報の内容を通知する(要領第9条)。ただし、自殺企図や児童虐待等が疑われる案件で、通知により当該児童・生徒に危害が及ぶ危険性がある場合には、本人等への通知を行わない(同条ただし書)。

(ウ) 相互連携の方法

相互連携のための情報提供及び収集は、「校長又は校長があらかじめ指定する者及び警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者」が「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」を作成し、この連絡票を手交することによって行われる(協定第7条、要領第4条第1項、第6条第1項、第10条第1項)。緊急時の場合には、口頭による情報提供をした後に、事後的に連絡票が提供される(協定第7条ただし書、要領第6条第2項、第10条第2項)。

(エ) 秘密の保持等

学校等も警察署等も、提供する情報については正確性を期すとともに(協定第9条第1号)、収集・提供した情報について秘密を保持する義務を負う(協定第8条第1号)。個人情報に記載された連絡票は、「作成日の属する年度の翌年度末」を経過し

た段階で破棄される（同条第2号、要領第6条第3項、第10条第3項）。校長等から連絡票の写しを受領する実施機関も同様である（要領第7条第2項、第11条第4項）。

相互連携により提供される情報は、本協定の定める目的以外の目的で情報を利用し、第三者に情報提供することも禁止される（協定第8条第3号）。

学校等は、警察署等から提供された情報に基づいて児童・生徒に不利益処分を課すことはできず（協定第9条第3号）、「事案に係る児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援・指導」を行わなければならない（要領第2条第2項）。また、提供された情報を利用して児童・生徒の支援に当たる者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者に限定される（要領第4条第3項）。

警察署等は、提供された情報を犯罪捜査に利用してはならない（協定第9条第3号）。

（オ） 責任体制

校長は、相互連携を適切に実施できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者に周知し、保護者の十分な理解、協力を求める（要領第12条）。連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務については、校長が総括する（要領第4条第2項）。

実施機関は、学校等から警察署等に情報提供する前に提出される連絡票の写しに基づき、「情報提供の適否及び提供する内容について検討」し、「必要な指導及び助言を行う」（要領第11条第2項、第13条）とともに、町条例に基づく個人情報保護の実施機関として、個人情報の適正な取扱いを確保し、相互連携に関する最終的な責任を負う（要領第3条）。

3 当審査会の判断

（1） 相互連携の必要性

実施機関は、町立小・中学校の管理をし、児童・生徒の健全な保護育成をする責務を有している。

また、2(1)アで見たように、児童・生徒をめぐる社会環境は多様化しており、児童・生徒が、学校の内外でトラブルを抱える事案が増加している。学校内にあっては、いじめとして、恐喝や傷害等の犯罪行為が行われることも珍しくない。学校外にあっては、インターネットを利用した交友関係からトラブルに巻き込まれたり、非行集団と接触し、犯罪行為に関与したりする事案も生じている。

こうした状況に対して、学校等が、適切な指導をするために必要な情報を単独で収集することは困難である。また、刑罰法令に抵触する行為をした児童・生徒や家庭で虐待を受けている児童・生徒を学校等の対応だけで矯正・救済することは不可能である。こうした事案については、児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止、犯罪被害防

止を図るために、学校等が、警察署等や児童相談所を始めとする他の機関と連携・協力し、総合的な視点から児童・生徒を支援することが必要である。

それゆえ、児童・生徒の教育に責任を有する実施機関が、本協定に基づく相互連携を実施することには、社会的な必要性が認められる。

(2) 提供される個人情報の相当性

相互連携において提供される個人情報は、「児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図る」ことに資するものでなければならない。

2(2)イで見たように、警察署等は、児童・生徒が、犯罪を犯している場合（協定第5条第1号ア、ウ、エ）、犯罪に関与し児童相談所に身柄を拘束されている場合（同号ア）、犯罪の被害者となるおそれがある場合（同号オ）に、学校等に対し、いずれの児童・生徒であるかを特定できるようにする個人情報とともに、事案の概要と保護者等への連絡状況を伝達する（協定第6条第1号ア～ウ）。これによって、学校等は、児童・生徒が置かれている状況と問題点を把握し、いかなる支援・指導が必要であるかを判断することができる。

提供された情報は、相互連携を総括する校長等相互連携に携わる者のほかは、校長が指定した者にのみ伝達され、「児童・生徒が健全な学校生活を送ることができる」ようにするための支援・指導に活用される（要領第2条第2項、第4条第3項）。目的外利用や児童・生徒を不利益に取り扱うために利用されることはない（協定第8条第3号、第9条第3号）。

これに対して、学校等は、児童・生徒が、いじめの加害者又は被害者となっている事案（協定第5条第2号イ）、虐待が疑われる事案（同号イ）、犯罪に関与している疑いのある場合（同号ア、ウ、エ）、犯罪の被害者となるおそれがある場合（同号オ）であって、「警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合」（要領第8条第1号）又は「児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合」（同条第2号）に、保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で（協定第9条第4号）、警察署等に対し、いずれの児童・生徒であるかを特定できるようにする個人情報とともに、事案の概要、その児童・生徒に対する指導状況、保護者等への連絡状況を伝達する（協定第6条第2号ア～エ）。警察署等は、提供された情報を犯罪捜査に利用してはならない（協定第9条第3号）。

また、情報の提供については、連絡票の写しの提供によって、情報の内容とともに、実施機関に報告され（要領第7条第1項、第11条第1項）、実施機関が、必要な助言等をする（要領第11条第2項、第13条）。

こうしたことに照らせば、相互連携においては、「児童・生徒の生命・身体の安全確保、

健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図る」という目的を達成するために必要な案件に限り、必要な個人情報が提供される仕組みになっている。

この点、提供された情報に、犯罪歴及びこれに類する情報が含まれることから、町条例第6条に抵触しないかが問題になる。しかし、「児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図る」という目的を達成するためには、犯罪歴及びこれに類する情報の相互提供が必要不可欠である以上、審査会としては、町条例第6条に抵触しないものとする。

(3) 情報の安全確保と責任体制

相互連携においては、必要な情報は、連絡票という書面に記載され、相互連携に携わる者たちの間で手渡される(協定第7条、要領第4条第1項、第6条第1項、第10条第1項)。ファックスや電子メールの使用は予定されておらず、誤送信による情報漏洩の心配はない。

提供された情報(連絡票)については、守秘義務が課される(協定第8条第1号)ほか、その保存期間は明確に定められ、その期間が経過した後に破棄される(協定第8条第2号、要領第6条第3項、第7条第2項、第10条第3項、第11条第4項)。

また、葉山町立の小・中学校においては校長が(要領第4条第2項)、相互連携の制度全体については実施機関が、それぞれ責任を負う体制が組まれている(要領第3条)。警察署等については、平成27年10月16日付警察本部長通達「学校警察連携制度の運用について」(神少育発第186号)によって、児童・生徒の個人情報の取扱いに留意すべきことが周知されている。

こうしたことに照らせば、相互連携における情報の安全性を確保し、責任ある運営を図る体制が確立されると期待することができる。

(4) 小括

以上のことからすれば、本協定に基づく警察署等からの情報収集は、町条例第8条第3項第5号の「本人以外の者から収集することに相当な理由がある」場合に該当し、学校等からの情報提供は、町条例第9条第1項第4号の「審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて……提供するとき」に該当すると判断する。また、相互連携において犯罪歴に関する情報が提供される点については、町条例第6条ただし書の「事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき」に該当するので、町条例との抵触は生じない。

(5) 本人等への通知

実施機関は、町条例第8条第3項第5号に基づき本人以外の者から個人情報を収集するとき、又は町条例第9条第1項第4号に基づき第三者に個人情報を提供するときは、その旨を本人に通知しなければならない(町条例第8条第4項、第9条第2項)。それゆえ、

相互連携においては、情報提供について本人等への通知を原則としている（要領第5条、第9条）。

学校等は、警察署等からの情報提供により、必要な支援・指導を行うのであるから、その一環として児童・生徒本人への通知が行われるのは、当然のことと言える。同様に、警察署等に情報提供する場合も、教育上の支援・指導の延長線で情報提供が行われることを考えれば、児童・生徒本人に通知が行われるのは当然である。

なお、児童・生徒本人又は保護者に通知することが、かえって支援・指導の妨げになり、あるいは、児童・生徒の身体・生命に危険をもたらす場合があるのではないかという問題がある。前者の例としては、学校等が警察署等から情報提供を受けたことを通知することによって、児童・生徒の反発を招き、あるいは、精神的な衝撃を与える結果となり、支援・指導が困難になるおそれのある案件が挙げられる。後者の例としては、児童虐待等が疑われる案件が挙げられる。こうした案件に対処するため、要領では、通知を省略できるとしている（要領第5条ただし書、第9条ただし書）。これは、町条例第8条第4項ただし書及び第9条第2項ただし書によって正当化されよう。もっとも、こうした案件において、児童・生徒本人に危険が及ぶ可能性が消滅したと判断される段階で、通知をすべきであろう。

また一方で、保護者への通知には考慮すべき点がある。

すなわち、厳密に考えるならば、保護者は、児童・生徒との関係では第三者であるから、実施機関が、相互連携に関する通知をするには、児童・生徒本人の同意が必要かどうかという問題がある。しかし、児童・生徒に対する支援・指導に当たっては、保護者や警察署等との継続的な協力が必要不可欠であることを忘れてはならない。保護者には、児童・生徒に関する詳細な情報を提供した上で、その後の指導方針について話し合いをしなければならない。継続的な支援・指導を視野に入れて、要領第5条及び第9条が、児童・生徒本人だけでなく、保護者に対しても、相互連携に関する通知をすべきものと定めていることを重視すべきである。それゆえ、要領第5条ただし書及び第9条ただし書の定める通知の例外に当たる場合に限り、町条例第9条第2項ただし書により、児童・生徒本人への通知を省略することができる应考虑すべきである。

4 結論

以上の検討の結果、当審査会は、①実施機関は、本協定を締結し、相互連携を実施することができ、②一定の合理的な事情が存在する場合は、本人等への通知を省略することができると判断する。